

被扶養者の認定要件について

主として組合員の収入により生計を維持され、収入基準など一定の条件を満たす家族の方は組合員の「被扶養者」として、組合員と同様に医療機関で療養等の給付を受けることができます。

ここでは、収入基準などの基本的な要件を記載していますので、被扶養者の収入の現況と照らしあわせて、被扶養者の資格を満たしているかどうか、あらためて確認をお願いします。

なお、「税法上の扶養親族だから」、「収入基準額を満たしているから」というだけで被扶養者になれるのではなく、社会通念上、**組合員が主たる扶養者であり、組合員の収入が生計の中心を担い、経済的に扶養されているという実態がある**ことが必要です。

1 認定基準額

収入は、被扶養者としようとするときにおける、恒常的な収入の見込みにより算定します。

なお、パートやアルバイト等による給与収入がある方については、給与月額を基礎とした年額判定を行います。(いずれも基準額未満の収入であること)

年 額

①60歳未満の者…130万円

②60歳以上の者または障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者…180万円

※年間収入が、130万円(障害年金受給者又は60歳以上の場合は年額180万円)未満、かつ、組合員の年間収入の1/2未満であること(なお、1/2以上組合員の収入未満であっても、当該組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者とします。)

※「年収の壁」に係る取扱いについては右記QRコード参照。



「年収の壁」に係る取扱い

月 額 (パート・アルバイト勤務者など。賞与がある場合は、賞与を含む。)

①108,334円(130万/12月)

②180万円から年金額を除いた額を12月で除して円未満を切り上げた額

日 額 (雇用保険の失業給付の受給者など)

①3,612円(130万/12月/30日)

②180万円から年金額を除いた額を、12月及び30日で除して円未満を切り上げた額

※月額及び日額の、年齢等による対象者の区分は年額と同じ。



2 被扶養者認定上の「所得」の取扱い

被扶養者認定における所得とは、所得税法に基づく所得をさすものではなく、給与、年金をはじめ、事業収入、不動産収入、利息、配当金等**全ての収入**をもとに算定します。(一時的な収入については、収入には含みません。)

①給与収入等(給料・賞与・手当・賃金等)

保険料等を控除する前のいわゆる総収入額で、通勤手当等諸手当を含みます。

②年金収入等

次に掲げる法律等に基づく年金等で、税や社会保険料が控除される前の総支給額をいいます。

個人年金については、総収入(支給額)をもって収入として取り扱います。

区 分	種 類
老齢年金	公的年金(※)のうち、老齢(退職)年金として給付されるもの
遺族年金	公的年金(※)のうち、遺族年金として給付されるもの
障害年金	公的年金(※)のうち、障害年金として給付されるもの
個人年金	生命保険会社等から年金として給付されるもの
そ の 他	企業年金、農業者年金、議員年金、厚生年金基金、国民年金基金、恩給、年金生活者支援給付金 等

※公的年金：国民年金、厚生年金、共済年金

③事業収入、不動産収入(農業・商業・製造業・その他の事業から生じる収入)

総収入金額から、社会通念上、その収入を得るために明らかに必要であると共済組合が認める経費を控除した額とします。**(所得税法上の必要経費でも、被扶養者の認定では認められないものがあります。)**

なお、事業(農業を含む。)収入で、事業(家業)に従事している者と収入の名義人が異なる場合は、名義上の収入の帰属にかかわらず、実際に事業(家業)に従事している者の収入として取り扱います。

※法人の代表者、常勤の役員は、報酬の額に関わらず、社会保険の適用となりますので被扶養者にはなりません。

④利子収入・配当収入(預貯金利子・株式配当・有価証券利息等)

⑤株式等取引による譲渡収入

株、投資信託、外国為替証拠金取引(FX)、先物取引等のいわゆる資産運用に係る収入をいいます。

なお、株式等の譲渡収入については、一度に全て売却した時のみ一時的な収入として被扶養者認定における収入には含みませんが、それらの資産を保有し続け、運用取引をすることにより生じる収入は、恒常的収入として収入に含みます。また、繰越損失は考慮しません。

⑥社会保険各法による給付金(失業給付、傷病手当金、出産手当金、児童手当等)

失業給付や傷病手当金などの給付金を受給する場合、日額3,612円以上の額を受給すると、受給期間中は130万円以上の収入があるものとして、取消しの手続きが必要となります。

⑦その他の収入

その他全ての収入

3 別居の被扶養者について

別居している者の被扶養者の認定については、その者の収入が認定基準額未満であることに加え、組合員から仕送り※を受けていることが必要です。

なお、主としてその仕送りにより日常生活を営むことから、毎月一定の額が決められた日に送金されるなど恒常的に仕送りが行われていることが要件となり、その事実を**客観的に確認できるもの**により、扶養しているという事実を確認することになります。

※仕送り額 別居の認定対象者の収入(組合員以外の者からの仕送り額も含む。)以上かつ年間合計額が認定対象者1人につき65万円以上の金額であることが条件です。

仕送りの事実を客観的に確認できるもの

- 振込依頼書又は受領書の写し
- 振込又は送金のATM利用明細票(書)の写し
- 振込(送金)人である組合員氏名が記載された被扶養者名義の通帳の写し
- 受取人である被扶養者氏名が記載された組合員名義の通帳の写し
- 振込依頼人名及び振込先の口座名義が確認できるインターネットバンキングの振込完了画面のハードコピー
- 現金為替又は現金書留による送金の控え

※上記書類は被扶養者実態調査の際に提出していただきますので、大切に保管してください。

※現金の手渡しや、同一口座の通帳とキャッシュカードによる入出金はその事実が客観的に確認できないため、必ず上記の振込などにより、扶養の事実を明らかにしていただく必要があります。

